

西条市防災対策研究協議会・市民作業部会参加者名簿

【順不同・敬称略】

西条市防災対策研究協議会・市民作業部会について

平成25年9月27日
市民安全部危機管理課

1 設置趣旨

“自助・共助”の核となる自治会関係者等の方々から、それぞれの立場で直面している防災・減災に関する課題等についての御意見をいただき、防災・減災対策の研究や地域防災計画の改訂等に活かすことを趣旨としています。

2 設置形態

- (1) 地域特性を考慮して当市を4エリアに分け、「沿岸部エリア班」「東部エリア班」「西部エリア班」「山間部エリア班」の4班を編成
- (2) 班別グループワーキングを通じて、「発災前・発災時・発災後」の各段階で「やるべきこと」と「課題」の整理等を実施

3 構成メンバー

各エリアから御参加いただいた自治会、防災士、消防団員、学校、福祉施設等の関係者の方々40名で構成

4 開催状況

回	開催日時	主な開催内容
第1回	5月27日(月) 19:00~20:30	○趣旨説明 ○地域防災計画及び改訂スケジュールの説明 ○防災・減災対策に関する西条市の現状の説明 ○意見交換
第2回	7月8日(月) 19:00~20:30	○グループワーキング(「発災前・発災時・発災後」の各段階での“やるべきこと”と“課題”の整理) ○班別発表
第3回	8月19日(月) 19:00~21:00	○グループワーキング(「発災前・発災時・発災後」の各段階での対策検討) ○班別発表
ヒアリング	9月6日(月)~随時実施中	○各メンバーを訪問の上、ヒアリングを実施 ○職域別の防災対策の現状等を聴き取り

No.	所属班	区分	氏名	役職	所属団体等
1	沿岸部	消防団	伊藤義照	東支団長	西条市消防団
2		自治会	高橋典正	会長	玉津校区連合自治会
3		防災士	越智康夫	会長	多賀防災士会
4		PTA	大澤康樹	会長	西条市PTA連合会
5		幼稚園	藤田 弘	園長	燧洋幼稚園
6		保育園	青野倫子	園長	みどり保育園
7		小学校	工藤浩典	教諭	禎瑞小学校
8		民生児童委員	永井伸司	副会長	壬生川地区民生児童委員協議会
9		福祉施設	越野文枝	代表取締役	フルーツの家
10		病院	高木弘太郎	施設管理課長	西条中央病院
11	東部	消防団	木藤 清	団長	西条市消防団
12		自治会	石水公文	防火・防災部長	西条校区連合自治会
13		防災士	村上善重郎	会長	大町防災士会
14		PTA	伊藤和哉	会長	西条西中学校PTA
15		幼稚園	柳川五郎	園長	ひまわり幼稚園
16		保育園	近藤洋子	園長	神拝保育園
17		小学校	越智信清	教諭	西条小学校
18		民生児童委員	白石 篤	会長	神拝地区民生児童委員協議会
19		福祉施設	藤岡 渉	事務次長	老人保健施設水都苑
20		病院	高橋 明	施設管理課係長	済生会西条病院
21	西部	消防団	三村康行	西支団長	西条市消防団
22		自治会	田口勝三	支部長	西条市連合自治会小松支部
23		防災士	黒河紘一郎	会長	壬生川地区防災士連絡協議会
24		PTA	高橋宏明	会長	小松小学校PTA
25		幼稚園	山内琴美	園長	東予南幼稚園
26		保育園	飯尾勝一	園長	富士保育園
27		小学校	安藤宏幸	校長	丹原小学校
28		民生児童委員	今井義親	会長	丹原地区民生児童委員協議会
29		福祉施設	水谷 勝	事務長	老人保健施設あすか
30		病院	奥平謙二	事務副部長	西条市立周桑病院
31	山間部	消防団	萬條 裕	東副支団長	西条市消防団
32		自治会	曾我義一	会長	大郷自治会
33		防災士	戸田宣広	会長	飯岡防災士協議会
34		PTA	兵頭臣生	会長	田滝小学校PTA
35		幼稚園	礪 明	園長	小松幼稚園
36		保育園	越智久夫	理事長	中川さくら保育園
37		小学校	佐伯昭彦	教諭	石根小学校
38		民生児童委員	神野顕誠		大保木地区民生児童委員協議会
39		福祉施設	伊藤康雄	主任	特別養護老人ホーム光風館
40		病院	藤田正孝	事務長	横山病院

段階	“やるべきこと”の キーワード またはフレーズ	“課題”の キーワード またはフレーズ	“課題”を解決するための対策は？						
			どの「助」でやるか？			誰が？	何をすればよいか？どうすればよいか？		
			自 助	共 助	公 助		西条市地域防災計画等より	グループワーキング意見まとめ	
災害が 起きる前に… (普段の対策)	施設の点検	耐震等の対策の財源	○			全ての市民	県ホームページで木造住宅耐震診断補助事業（市町が行う老朽木造住宅の耐震診断への補助制度）や、耐震診断の実務を行う建築士事務所の名簿などを紹介している	県補助の充実要望は、耐震化に対する市の補助金制度創設 県の補助のPR・周知方法 → 市報による周知	
	危機意識	職員の意識を高めること	○			全ての市民	学校教育、社会教育などを通して、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める（市）	自分が知る 市のリーダーの参加要請 自主防災組織の活用 総合防災訓練の活用 研修に市の職員を	
	要援護者の把握	要援護者リストの作成		○			民生児童委員		
		◆個人情報保護法		○			全ての市民	要援護者登録台帳の提供相手と市で、「要援護者の支援の目的のみに使用する」旨の誓約を取り交わし、関係者には、第三者への漏洩防止の観点から、不特定多数の人が開閲できない場所等に保管するなど情報漏洩のないよう厳重な注意をする（市）	介護する側も高齢化 リスト作成は重要 独居高齢者だけでなく幅広い要援護者情報の把握 要援護の定義を考え直す必要がある 情報共有した要援護者リストを
		◆地域支援者が見つからない		○			全ての市民	先進地事例として、自主防災組織（自治会）の側で平素から募集しておき、応募のあった支援者を災害時に各要援護者に振り分けていく方法もある。	防災意識の高い自治会の取り組みを参考にすべき 自治会を細分化し、グループで声かけを行う
	児童の安全な引き渡し	◆避難場所・引き渡し方法の伝達		○			保育園・幼稚園・小学校		訓練の実施 無線の整備 伝言板の活用
	自主防災会づくり	組織づくり			○		自治会・防災士		啓発活動が重要
		◆認識、必要性が乏しい			○		自治会・防災士		
		◆役員の高齢化			○		自治会・防災士		防災士の取得は平日の昼間がネック
		◆短期就任による役員の交代			○		自治会・防災士		若い人の役員持ち回りはどうか
	避難訓練の実施	◆参加者が少ない		○	○		全ての市民		日常的に顔見知りになるほど避難訓練は効果あり 訓練に参加しやすい環境づくり
	防災意識の徹底	◆防災意識の軽薄			○		全ての市民		
		◆災害軽視			○		全ての市民		
	危険通路、生活道の確認				○	○	全ての市民	道路施設等の整備（市）	
	電話等使用できないときの 連絡網の作成				○		全ての市民		
	└◆自治会内の連絡体制	◆面識がない人、自治会未加入者がいる			○		自治会		未加入者にも話をして参加してもらう
	└◆施設利用者の家族との連絡体制	◆避難場所・引き渡し方法の伝達			○		福祉施設・病院		
	避難場所の把握	◆避難場所の選定基準			○		全ての市民		
	◆避難方法の確認	◆高齢者、乳幼児の避難手段			○		全ての市民		
	◆備蓄の確保 (水・食料・医薬品・資機材)	◆保管場所がない			○	○	全ての市民		避難場所の安全性
◆費用がかかる				○	○	全ての市民			
◆劣化・使用期限・賞味期限				○	○	全ての市民			
災害が 起きたときに… (発災時)	避難	避難路の確認が必要	○	○		防災士・消防団		第2、第3のルートまで考えておく 通路の両側の構造物に注意	
	情報収集	連絡体制			○	全ての市民		連絡網	
	◆二次災害の防止		○	○		消防団	出火防止措置（住民）	火元の確認	
災害が 起きた後に… (発災後)	救出活動	指揮者の指示に従う	○	○	○	消防団			
		◆人手不足		○	○	○	消防団		周辺地区との助け合い 屋間は若者がいない
	ライフラインの確保	備蓄品を保管しておく		○	○	○	全ての市民		
		ライフラインの確立			○	○	市		
	◆避難所の設置	◆避難所設置・運営のノウハウ			○	○	自治会 (避難所施設管理者、避難所管理職員)		マニュアルの作成 誰でも分かるマニュアル
	◆行政へ連絡	◆担当行政・部署を把握			○		全ての市民		
	◆復旧活動	◆復旧までに時間がかかる			○	○	○	全ての市民	復興計画の作成（市）
◆復旧費用				○	○	○	全ての市民	復興財源の確保（市）	
◆備蓄品・支援物資の配給	◆備蓄品の運び出し			○	○	○	全ての市民	市が備蓄している非常食、毛布等を必要とする被災者に供給又は貸与する (市)	
	◆備蓄品の使用可否			○	○	○	全ての市民	調達物資及び支援物資の集積所を指定し、職員並びに自主防災組織、ボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う（市）	

※ ◆は全エリア共通事項であると考え、事務局でキーワード化し追加したものです。

段階	“やるべきこと”の キーワード またはフレーズ	“課題”の キーワード またはフレーズ	どの「●助」 でやるか？			誰が？	“課題”を解決するための対策は？		
			自	共	公		何をすればよいか？どうすればよいか？		
			助	助	助		西条市地域防災計画等より	グループワーキング意見まとめ	
災害が 起きる前に… (普段の対策)	防災マニュアルの作成	周知徹底が難しい	○	○		全ての市民		分かりやすいものにする(図式化、標語、簡素化、貼る場所の工夫) 市から繰り返し発信するしかない 専門家を増やす(地域で)	
	防災意識の向上	防災意識の軽薄	○	○	○	全ての市民	学校教育、社会教育などを通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める(市)	市の防災に 12歳教育を家庭・地域に広げる 各家庭における小さいところから	
	防災対策の実施	防災意識の格差	○	○	○	全ての市民	学校教育、社会教育などを通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める(市)	自治会・自主防災組織・防災士がもっと連携 海拔表示実践中(災害に関する表示も) ハザードマップ 住民が意識し易い表示	
	避難場所の確保	災害状況・津波高によって避難場所が違う	○		○	全ての市民	避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、標識等を設置するなどにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る(市)	地震のレベルにあった避難場所の確保 事業者との連携(避難場所の提供、市がコーディネートできるか) 地震と風水害等を分けて、具体的にイメージしやすいハザードマップの作成 地域のビル等と協定を結び緊急避難場所を確保する	
	避難経路の確保	状況を確認してから指示行動でなければ大きな危険がある	○		○	市、防災士	市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、震災時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う(市)		
	◆避難方法の確保	◆高齢者・乳幼児の避難手段	○	○		民生児童委員・福祉施設 幼稚園・保育園			
	防災訓練	災害のレベルごとに訓練の仕方が変わる		○	○		自治会・防災士・消防団		
		子どもに対する訓練に関しては様々な状況を考えすぎたことによる複雑な指示・行動にならないようにすることが難しい		○	○		小学校・幼稚園・保育園		繰り返し行う 小さい単位での訓練も大切 緊張感もつ 避難場所の収容人数と実際の人数をシュミレーションする(市のデータ収集) 現実味のある想定で実施する
		◆参加者が少ない		○	○		自治会		
	要援護者の把握	事前把握での個人情報保護の問題			○		民生児童委員	要援護者登録台帳の提供相手と市で、「要援護者の支援の目的のみに使用する」旨の誓約を取り交わし、関係者には、第三者への漏洩防止の観点から、不特定多数の人が開示できない場所に保管するなど情報漏洩のないよう厳重な注意をする	要援護者マップの作成(プライバシーとの関係) 行政が主となってできるのか → 事前に出せるのか 地元の人がする 隣同士で助け合える仕組みづくり
		日中に発生した場合に、誰が助け出すか			○		民生児童委員、自治会	申請者本人が選んだ地域支援者を中心に、隣人等同じ地域に住む人で助ける	
		◆地域支援者が見つからない			○		民生児童委員、自治会	先進地事例として、自主防災組織(自治会)の側で平素から募集しておき、応募のあった支援者を災害時に各要援護者に振り分けていく方法もある。	
	設備や地域の安全点検	飛散防止フィルムを全てのガラスに貼るための予算		○	○		全ての市民		
	自主防災組織の結成	◆認識、必要性が乏しい			○	○	自治会・防災士	育成強化に努める(市)	関係機関と連携して組織率100%を目指す
		◆役員の高齢化、短期就任			○		自治会・防災士		
◆備蓄の確保 (水・食料・医薬品・資機材)	◆保管場所		○	○		全ての市民			
	◆劣化・使用期限・賞味期限		○	○		全ての市民			
◆連絡体制を整える			○			全ての市民			
└自治会内	◆面識がない人、自治会未加入者		○	○		自治会・防災士			
└対施設利用者の保護者・家族	◆避難場所・引き渡し方法の伝達		○	○		福祉施設・病院 小学校・保育園・幼稚園			
災害が 起きたときに… (発災時)	自分の命を守る		○	○	○	全ての市民			
	避難	持ち出し物を持ち出す	○	○		全ての市民	非常持出品を準備		
	◆二次災害の防止		○	○		消防団	出火防止措置(住民)		
災害が 起きた後に… (発災後)	避難	避難所が使用できる状況かどうか		○	○	(避難所施設管理者) (応急危険度判定士【県】)	目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市対策本部に報告		
		建物の安全性が気になる 例えば第2の揺れに耐えられるのかなど		○	○	(避難所施設管理者) (応急危険度判定士【県】)	目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市対策本部に報告		
		◆避難所設置・運営のノウハウ		○	○	自治会、 (避難所施設管理者、避難所管理職員)			
	応援要請	建造物崩壊による道路の遮断			○	全ての市民	市対策本部に、がれき・残骸物処理対策組織を設置するとともに、県が情報収集・提供及び相互の協力体制づくりのために協議会を設置したときは、それに参加する(市)		
	◆救助活動	◆人手不足		○	○	消防団			
	◆復旧活動	◆復旧までに時間がかかる		○	○	○	全ての市民	復興計画の作成(市)	
◆復旧費用			○	○	○	全ての市民	復興財源の確保(市)		
◆備蓄品・支援物資の配給	◆備蓄品の運び出し		○	○		全ての市民	市が備蓄している非常食、毛布等を必要とする被災者に供給又は貸与する(市) 調達物資及び救援物資の集積所を指定し、職員並びに自主防災組織、ボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う(市)		
	◆備蓄品の使用可否		○	○		全ての市民			

※ ◆は全エリア共通事項であると考え、事務局でキーワード化し追加したものです。

段階	“やるべきこと”の キーワード またはフレーズ	“課題”の キーワード またはフレーズ	どの「助」 でやるか？			誰が？	“課題”を解決するための対策は？		
			自 助	共 助	公 助		何をすればよいか？どうすればよいか？		
							西条市地域防災計画等より	グループワーキング意見まとめ	
災害が 起きる前に… (普段の対策)	訓練の実施	災害の種類にあった訓練の実施	○	○		全ての市民		地域、施設、団体、災害種類毎のマニュアルの整備 定期的・地域的な企画と実施	
		災害弱者の訓練の取り組み	○	○		全ての市民	災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、個々の災害時要援護者の様態に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。訓練には、災害時要援護者が参加できるような環境の整備を推進するとともに、災害時要援護者の救助訓練を行う(市)	市からの情報伝達が複雑 独居老人等の情報	
		◆参加者が少ない	○	○		自治会			
	地域との交流と連携	自治会と自主防災組織の連携不足	○	○		自治会		自治会の中で防災の役割分担を明確にしておく	
		◆交流が少ない	○	○		自治会	まつり等地域の伝統行事が盛んであり、住民相互の絆が培われていることから、それらを通じて地域のコミュニティーネットワークを活性化し、更なる積極的活動に繋げる	訓練のやり方で交流が固められるのでは 企業等、小学校、幼稚園、病院と自治会は別の行動をすべき 連携は後の話	
	ト◆家具等の転倒防止	◆固定方法が分からない	○			全ての市民			
	ト◆ガラスの飛散防止	◆飛散防止フィルムの貼付	○			全ての市民		全ての市民が自覚を持つことが最も大事 広報等でPR 保育園等で保護者へ説明 消防・防災士が確認するのはどうか	
		◆アクリルガラスへの取替え費用	○			全ての市民			
	ト◆耐震化	◆耐震化費用	○			全ての市民	県ホームページで木造住宅耐震診断補助事業(市町が行う老朽木造住宅の耐震診断への補助制度)や、耐震診断の実務を行う建築士事務所の名簿などを紹介している	耐震化補助制度の創設 一戸全体だけでなく一部屋からの耐震	
	避難場所の整備	共通理解と周知が図られていない		○	○	全ての市民	避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく(市)		
	自主防災組織を拡充	組織の結成とリーダーの養成(研修など)		○			全ての市民	自主防災組織の育成強化に努める(市)	各自主防災組織のマニュアルが必要
		責任者役員の高齢化		○			全ての市民		
		◆認識、必要性が乏しい		○			全ての市民		自主防災組織というものがあることを何かの会の際に説明する 市民運動会などの時に防災について考える、資機材を使ってみる
	地域の課題についての意識高揚	防災意識・知識の高揚が図られていない	○	○		全ての市民	学校教育、社会教育などを通して、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める(市)		
	◆避難路の確認	◆道が狭い	○	○		全ての市民	市街地の状況に応じて基準により避難路を選定・整備する(市)		
	◆避難方法の確認	◆高齢者・乳幼児の避難手段	○	○		全ての市民		自治会でのマニュアル化 企業、保育園等でもマニュアル化	
	◆連絡体制を整える		○			全ての市民		連絡体制は小範囲で考える より早く、より正確な情報を伝える	
	ト自治会内	◆面識がない人、自治会未加入者がいる	○			全ての市民		システムの構築	
	ト対要援護者 (名簿・マップの作成)	◆個人情報保護法		○		全ての市民	要援護者登録台帳の提供相手と市で、「要援護者の支援の目的のみに使用する」旨の誓約を取り交わし、関係者には、第三者への漏洩防止の観点から、不特定多数の人が開閲できない場所等に保管するなど情報漏洩のないよう厳重な注意をする(市)		
		◆地域支援者が見つからない		○		全ての市民	先進地事例として、自主防災組織(自治会)の側で平素から募集しておき、応募のあった支援者を災害時に各要援護者に振り分けていく方法もある。		
ト施設利用者の保護者・家族	◆避難場所・引き渡し方法の伝達	○			全ての市民				
◆備蓄の確保 (水・食料・医薬品・資機材)	◆保管場所	○	○		全ての市民				
	◆費用	○	○		全ての市民				
	◆劣化・使用期限・賞味期限	○	○		全ての市民				
災害が 起きたときに… (発災時)	◆二次災害の防止		○	○	消防団	出火防止措置(住民)			
災害が 起きた後に… (発災後)	情報収集と安否確認	情報収集の仕方	○	○		全ての市民		自主防災組織の中の情報班が情報収集と安否確認を徹底 各組織も同様に 民生委員は自治会員でなくても要援護者を把握している 自治会と民生委員の連携が必要	
	避難所開設のための協力	指示系統を確立		○		全ての市民		運営(指示系統等)のマニュアル化	
		◆避難所設置・運営のノウハウ		○		自治会、 (避難所施設管理者、避難所管理職員)		避難所の施設、優先順位等をシミュレーションを行う 公民館を中心とした避難所運営	
	被災者の救助	◆人手不足	○	○	○	消防団		救助は消防団だけでなく動ける人みんなが行う	
	◆復旧活動	◆復旧までに時間がかかる	○	○	○	全ての市民	復興計画の作成(市)		
		◆復旧費用	○	○	○	全ての市民	復興財源の確保(市)		
◆備蓄品・支援物資の配給	◆備蓄品の運び出し		○	○	全ての市民		市が備蓄している非常食、毛布等を必要とする被災者に供給又は貸与する(市) 調達物資及び救援物資の集積所を指定し、職員並びに自主防災組織、ボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う(市)		
	◆備蓄品の使用可否		○	○	全ての市民				

※ ◆は全エリア共通事項であると考え、事務局でキーワード化し追加したものです。

段階	“やるべきこと”の キーワード またはフレーズ	“課題”の キーワード またはフレーズ	どの「助」 でやるか？			誰が？	“課題”を解決するための対策は？	
			自	共	公		何をすればよいか？どうすればよいか？	
			助	助	助		西条市地域防災計画等より	グループワーキング意見まとめ
災害が 起きる前に… (普段の対策)	備蓄品を備える	備蓄品はまとめておくと必要な時に届かない	○		○	全ての市民	西ちに物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・斡旋、または搬送手段の支援を要請する(市)	(個人ですること) 災害時に取り出せる場所に保管 暗い時の対策として頭に付ける懐中電灯 量は3日分程度 簡単に調理できるもの
		川が多くあるので橋が破損すると移動できない	○		○	全ての市民		
	マニュアルの作成	備品は各人で準備する	○	○		全ての市民		
		誰がどのようにマニュアルを作成するか	○	○		全ての市民	学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ防災計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。	マニュアル通りに動けるかどうか(危機意識が低い、気が動揺) 民生委員との連携 自治会長を中心に複数人で作成 消防団員も参加
	防災訓練の実施	災害は自分の地区では起きないと思っている	○	○		自治会・防災士	学校教育、社会教育などを通して、住民等に対して地蔵及び防災に関する知識の普及・啓発に努める(市)	過去の災害体験を伝達
		訓練に対する意識が低い	○	○		自治会・防災士		防災教育の回数を増やす 家具の転倒などの実体験
		家具を固定する	○	○		自治会・防災士		
		◆参加者が少ない	○	○		自治会・防災士		自治会内のコミュニケーションが必要 会社等での防災訓練の実施
	備える	防災意識の軽薄	○			全ての市民		
	◆避難場所の確認	◆避難場所の選定基準	○			自治会・防災士	避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、標識等を設置するなどにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る(市)	
	◆避難路の確認	◆道が狭い	○			自治会・防災士	市街地の状況に応じて基準により避難路を選定・整備する(市)	
	◆避難方法の確認	◆高齢者・乳幼児の避難手段	○			自治会・防災士		
	◆施設の安全点検		○			全ての市民		
	◆耐震化	◆耐震化費用	○			全ての市民	県ホームページで木造住宅耐震診断補助事業(市町が行う老朽木造住宅の耐震診断への助成制度)や、耐震診断の実務を行う建築士事務所の名簿などを紹介している	
	◆連絡体制を整える		○			全ての市民		
	↑自治会内	◆面識がない人、自治会未加入者がいる	○			自治会		
	↑対象保護者 (名簿・マップの作成)	◆個人情報保護法			○	民生児童委員	要保護者登録台帳の提供相手と市で、「要保護者の支援の目的のみに使用する」旨の誓約を取り交わし、関係者には、第三者への漏洩防止の観点から、不特定多数の人が開閲できない場所等に保管するなど情報漏洩のないよう厳重な注意をする(市)	
		◆地域支援者が見つからない			○	民生児童委員	先進地事例として、自主防災組織(自治会)の側で平素から募集しておき、応答のあった支援者を災害時に各要保護者に振り分けていく方法もある。	
	↑施設利用者の保護者・家族	◆避難場所・引き渡し方法の伝達	○			病院・福祉施設 小学校・保育園・幼稚園		
	◆自主防災組織の結成	◆認識、必要性が乏しい			○	自治会・防災士・消防団	自主防災組織の育成強化に努める(市)	
◆短期就任による役員の交代				○	自治会・防災士・消防団			
◆役員の高齢化				○	自治会・防災士・消防団			
災害が 起きたときに… (発災時)	二次災害の防止		○	○	消防団	出火防止措置(住民)	ハンドマイクや放送設備による放送で周知(自治会・行政・企業) 自動消火タイプの機器への取替えの推進(家庭)	
	避難	避難先に行けないことがある	○	○		全ての市民	孤立し、緊急に救出をする必要があると認められた場合には、災害時の天候を考慮して、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める(市)	救助が来るまで動かない 自宅で安全を確保 台風時は早めに避難 → 避難中に二次災害に遭う
		山間部での情報伝達は困難	○	○		全ての市民	衛星携帯電話、消防無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。	通話エリアの拡大 携帯の難聴地区の解消 → 自治会と市が携帯会社に働きかけ
災害が 起きた後に… (発災後)	避難	役割、誰が何をするか、できるか、地域で話し合いができていない	○	○	○	全ての市民		避難所での役割、ルールづくり
	保護者への引き渡し	引き渡しに時間がかかる保護者も多いと思うので子ども達を不安がらせないように心がける	○	○		小学校・保育園・幼稚園		担任などが励ませる
	情報収集・発信	情報の伝達方法(停電時等)		○	○	全ての市民		ハンドマイクが有効(停電時) 発電機による電力の確保 消防車両による広報 携帯電話による情報発信 自家発電設備を設置 建設業者などからレンタルできる体制
	避難所受け入れ	避難所の電源確保が必要		○	○	全ての市民		
		◆避難所設置・運営のノウハウ		○	○	自治会、 (避難所施設管理者、避難所管理職員)		
	◆救助活動	◆人手不足		○	○	消防団		
	◆復旧活動	◆復旧までに時間がかかる		○	○	○	全ての市民	復興計画の作成(市)
◆復旧費用			○	○	○	全ての市民	復興財源の確保(市)	
◆備蓄品・支援物資の配給	◆備蓄品の運び出し			○	○	全ての市民	市が備蓄している非常食、毛布等を必要とする被災者に供給又は貸与する(市) 調達物資及び救援物資の集積所を指定し、職員並びに自主防災組織、ボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う(市)	
	◆備蓄品の使用可否			○	○	全ての市民		

※ ◆は全エリア共通事項であると考え、事務局でキーワード化し追加したものです。

西条市防災対策研究協議会・市民作業部会メンバー
ヒアリング聴取事項(消防団員の方々の例)

※太線の枠内が聴き取った事項です。

段階	「消防団員」として、 今のあなたの立場でやるべきことは、何だと思いますか？	「やるべきこと」を実現するうえで、 課題となっていることは何ですか？	“課題”を解決するための対策は？ 何をすればよいか？どうすればよいか？
災害が 起きる前に… (普段の対策)	東部 木藤 清 地域の人々の現状を把握 要援護者の現状を把握 避難場所の確認 独居老人の確認 避難ルートの確認	個人情報の問題 市役所の早い対応 素直に聞く心	■個人情報の問題 ●消防団も要援護者名簿を共有する。 ●要援護者を把握して、周囲の人々が助けてあげるべき。周囲の人々が家庭を把握していれば助けられる。 ⇨一方で、身内に入院患者がいても家族が口外しないことが問題 ■素直に聞く心・自分の命は自分で守る自覚 ●原点は“訓練でも何でも回数を重ねる” ●小さな単位でよいので現実味を帯びた訓練を実施する。 ●“自分が一番安全だと思う場所へ逃げてみる”という訓練を実施してみてもよい。
	沿岸部 伊藤 義照 危険箇所の把握 災害規模の把握 避難訓練の実施 避難場所の把握	自分の命は自分で守る自覚	
	西部 三村 康行 消火栓、防災水槽の位置確認 自然水利の利用方法確認 機械器具の点検 巡視(月2回程度)	消火栓、防火水槽の数が少ない	
	山間部 萬條 裕 色々な災害を想定した訓練・勉強会 過去の災害を継承 東日本大震災の教訓を生かす	災害軽視 防災意識の軽薄 他人事と考えがち	
災害が 起きたときに… (発災時)	東部 木藤 清 避難誘導 自分の身を守る 要援護者の救助	素直に聞く心 責任の重さ 何もできない程の大災害	■自分の身を守る・安全確保 ●普段から“助ける側”の人間の教育も必要 ⇒まず自分の安全を確保し、家族の安否を確認した上で詰所へ(消防団員の場合) ●“助ける側”の水や食料も必要 ⇒消防団員であれば、詰所に最低3日分の備蓄が必要か？ ⇒詰所の備蓄は公費負担で実施するべきでは ■ポンプ自動車を使用できない場合 ●各分団に“赤バイク”を配置しては？ ●各分団にチェーンソー(1~2台)も必要
	沿岸部 伊藤 義照 住民を避難場所へ誘導 安全確保	油断 安全の過信	
	西部 三村 康行 全団員の安全確認 倒壊建物からの救助 火災時の対応 消火設備が使用できるか確認 現地までの通行状況確認	ポンプ自動車を使用できない場合の 小型動力ポンプの数が少ない	
	山間部 萬條 裕 自分の身を守る 冷静に判断する	発災時にどこに居るか	
災害が 起きた後に… (発災後)	東部 木藤 清 避難所の準備・運営 生存者の確認 ケガ人の救助		■市職員だけでなく、発災時には消防団員も、災害時応援協定を締結している店舗(ハローズ等)で市職員の代わりに物資を調達できるようにしておくべき。 ■その他 ●発災時には消防団員がリーダー役を担える環境を事前に整えておくべき。 ●消防団員は風水害や火災をイメージすることはできるが、地震災害をイメージできるまでには至っていない。
	沿岸部 伊藤 義照 住民の安否確認 被害箇所の確認	自治会で住民の把握	
	西部 三村 康行 情報収集活動 連絡を密にする	団員幹部が使用できる無線が少ない	
	山間部 萬條 裕 家族の安否確認 団員の安否確認 住民の安否確認	要援護者を把握 個人情報保護法を正しく運用・理解	

(注) 聴き取った事項等の中には、ヒアリング対象者の方の個人的な御意見も含まれています。